

入 札 説 明 書

令和 6 年札幌市告示第2291号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年 3 月28日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 6 年 5 月27日

2 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区大通西 2 丁目 9

札幌市中央区市民部総務企画課庶務係 電話（011）205-3205

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市中央区複合庁舎移転業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月31日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」のうち、中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 告示日から起算して過去 5 年以内に、200人以上の規模の官公庁の事務所移転業務の履行実績を有すること。

(7) その他、入札説明書及び仕様書に示す要件を満たす者であり、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札に要求される事項

(1) 履行場所現地調査

この一般競争入札に参加を希望する者は、移設物の物量等を把握するため、以下のとおり行われる履行場所の現地調査に参加しなければならない。なお、現地調査への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込を行うこと。

ア 参加申込方法

令和6年6月5日（水）17時15分までに、持参、送付又は電子メールにより参加申込書（別紙1）を提出すること（送付の場合は必着のこと）。

イ 参加申込書提出先

(7) 持参又は送付の場合

上記2に同じ。

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メール件名に「札幌市中央区複合庁舎移転業務現地調査参加申込」と記載すること。

メールアドレス：ch.shomu@city.sapporo.jp

ウ 日程

第1回：令和6年6月10日（月）13時30分から

第2回：令和6年6月11日（火）13時30分から

第3回：令和6年6月12日（水）13時30分から

エ 集合場所

札幌市中央区役所仮庁舎東棟4階総務企画課執務室

オ 現地調査対象施設

(7) 札幌市中央区役所仮庁舎（札幌市中央区大通西2丁目9）

(イ) 札幌市中央区民センター（札幌市中央区南2条西10丁目）

(2) 入札参加資格確認申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記(1)の現地調査を行ったうえで、別記に示す書類（上記4の入札参加資格を有することを証明する書類）を申請期限日までに、持参又は送付により提出し、入札参加資格の確認を求めなければならない。また、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札参加資格確認申請期限及び申請場所

ア 申請期限

令和6年6月20日（木）17時15分（送付の場合は必着のこと。）

イ 申請場所

上記2に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

令和6年6月24日（月）までに通知する。

6 入札手続等

(1) 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 契約条項等の交付方法

上記2の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r6/20240527/index.html>

(3) 入札書の提出

上記5に示す手続きにより入札参加資格を有すると確認を受けた者は、以下のとおり入札書を提出することができる。

ア 提出期限

令和6年6月28日（金）17時15分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出場所

上記2に同じ。

(4) 入札書の提出方法

持参又は送付による。なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

(5) 提出にあたっての留意事項

ア 入札書は別紙2の様式にて作成し、持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年7月1日9時30分開札〔札幌市中央区複合庁舎移転業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、前項に示す方法により内封筒を作成したうえで、外封に「札幌市中央区複合庁舎移転業務の入札書提出」の旨を記載すること。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 代理人による入札

ア 代理人（又は復代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出時に委任状（別紙３）を提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 本調達に係る質問及び回答

本説明書及び仕様等に関し質問がある場合は、次のとおり質問書（別紙４）を提出すること。

(1) 提出期限

令和６年６月１４日（金）１７時１５分（送付の場合は必着のこと。）

(2) 提出方法

持参、送付又は電子メールにより提出すること。なお、ファクシミリによる提出は認めない。

(3) 提出先

ア 持参又は送付の場合

上記２に同じ。

イ 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メール件名に「札幌市中央区複合庁舎移転業務の質問」と記載すること。

メールアドレス：ch.shomu@city.sapporo.jp

(4) 質問に対する回答

令和６年６月１８日（火）までの間に適宜上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、上記６(2)に掲げるURLのホームページに掲載する。

8 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和６年７月１日（月）９時３０分

イ 場所

札幌市中央区役所仮庁舎東棟４階４－Ａ会議室

(2) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事業があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

(3) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第１１条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成１５年９月１０日管財部長決裁）第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 開札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙5）を提出しなければならない。

9 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

要する。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約条項

別紙6のとおり

(5) 最低制限価格の設定

無し。

(6) 異議の申し出

入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(7) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記 2 に同じ

イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない